

安芸高田市教育大綱

(安芸高田市の教育に関する総合的な施策の指針)

令和3年1月

広島県安芸高田市

はじめに

本市が、平成 28 年 2 月に「安芸高田市教育に関する大綱」を策定してから、5 年が経過しました。

近年、我が国では少子高齢化や人口減少が進行する一方、経済や情報のグローバル化が進んでおり、社会情勢とともに家庭環境や教育環境は大きく変化しています。

このような中、急速に変化する社会に対応するため、思考力・判断力・表現力を含めた総合的な生きる力を高められるよう、安芸高田市における教育の質を追求していく必要があります。

この度、安芸高田市の教育に関する総合的な施策の指針として、第 2 次の「安芸高田市教育大綱」を取りまとめました。指針に基づき、子どもたちが社会で活躍するための力をしっかりと身につけ、市民一人一人が自己の成長のため生涯にわたって学び続けられる環境を整備していきます。

今後も教育委員会と認識を共有しながら、学校、家庭、地域と連携・協働することで、安芸高田市の教育がより向上するよう総合的に施策を推進する考えです。

令和 3 年 1 月

安芸高田市長 石丸 伸二

目 次

はじめに

1 大綱策定の趣旨と位置付け	P. 3
2 関連計画との整理	P. 4
3 大綱の対象範囲	P. 4
4 大綱の期間	P. 4
5 基本理念	P. 4
6 目指す施策の方向	P. 5

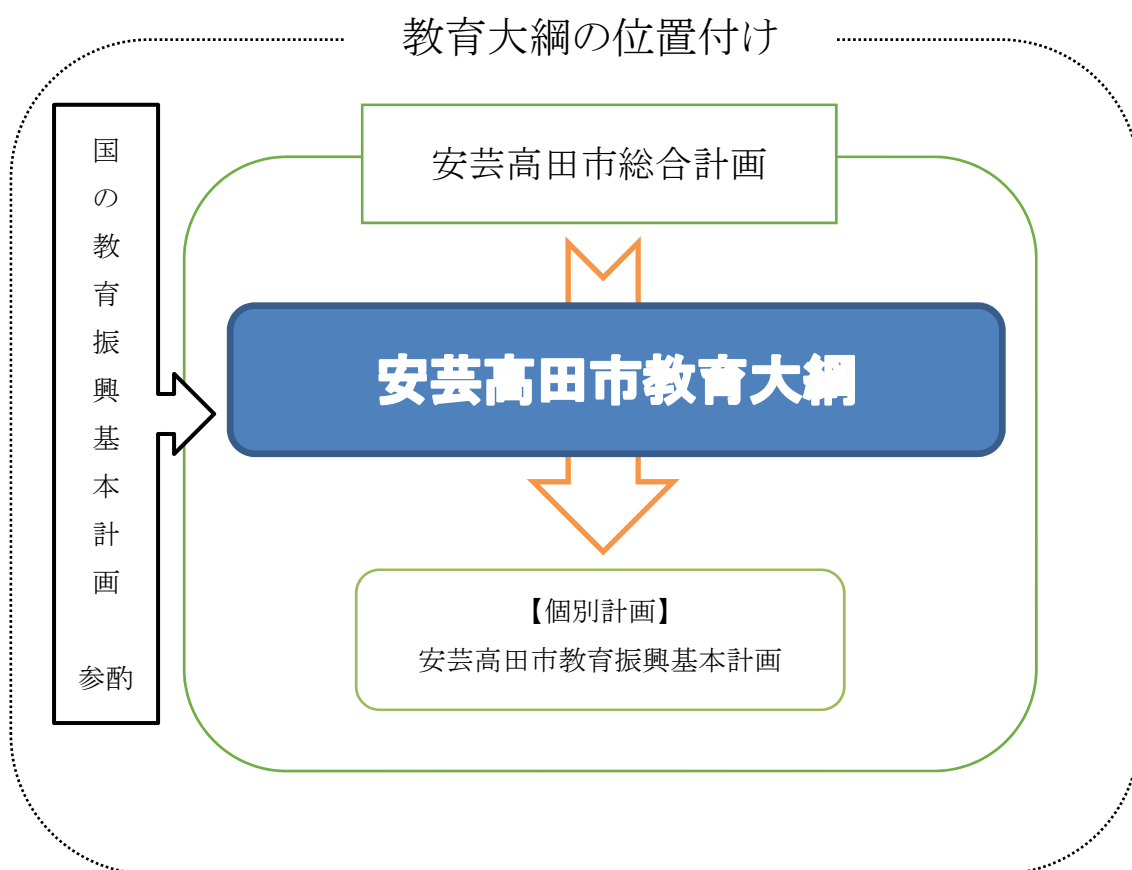
おわりに

関係法令条文（抜粋）

1 大綱策定の趣旨と位置付け

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」第1条の3の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、市長と教育委員会で構成する「安芸高田市総合教育会議」において協議、調整した上で策定するもので、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。



2 関連計画との整理

本大綱は、「第2次安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）」に掲げる将来像『人がつながる田園都市 安芸高田』を実現するため、教育分野において重点的に取り組むべき施策の方針を定めたもので、具体的な各事業については、個別計画として「安芸高田市教育振興基本計画」等を策定します。

3 大綱の対象範囲

大綱の対象範囲は、市全体の視点を踏まえて、0歳からの家庭教育、学校教育、及びそれに連携するスポーツや文化などの生涯学習に関する分野とします。

4 大綱の期間

大綱の対象期間は、文部科学省初等中等教育局長通知において、4年～5年とされており、本市においては令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

5 基本理念

市民一人一人が豊かな人生を送るため、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習ができるよう、家庭教育、学校教育、社会教育を推進していきます。

6 目指す施策の方向

基本方針1 → 子供たちの生きる力を育む

＜施策の方向＞

安芸高田市の子どもたち一人一人が、自身の可能性を認識するとともに他者を尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていけるよう、総合的な生きる力が備わる教育を推進します。

基本方針2 → 市民の生涯学習を促す

＜施策の方向＞

安芸高田市民が生涯を通じて自ら学べる環境の整備に取り組みます。また、心身のリフレッシュや日々の生活の充実のため、全ての市民が、スポーツや文化・芸術に親しめるよう、施設の充実や各種活動の振興を図ります。

おわりに

全ての市民が教育の恩恵を享受できる社会の実現を目指します。とりわけ、子どもたちが広く社会に貢献する人材となるのが何よりの願いです。

そのためにも、市長部局と教育委員会が本大綱をそれぞれ尊重し、強く連携した上で各施策を推進していきます。

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

安芸高田市教育大綱

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

広島県安芸高田市総務部総務課

TEL 0826-42-5611 FAX 0826-42-4376

〒731-0501

広島県安芸高田市吉田町吉田 761 番地

広島県安芸高田市教育委員会教育総務課

TEL 0826-42-0049 FAX 0826-42-4396